

# 後期高齢者医療保険に加入している皆さまへ

## 後期高齢者医療資格確認書が更新されます

現在お持ちの資格確認書の有効期限は、7月31日までとなっています。後期高齢者医療制度では、令和8年度(令和8年8月1日から令和9年7月31日まで)は別表「令和8年8月以降のマイナ保険証・資格確認書について」のとおり年齢とマイナ保険証の有無により資格確認書が送付される方と資格情報のお知らせが送付される方に分かれます。

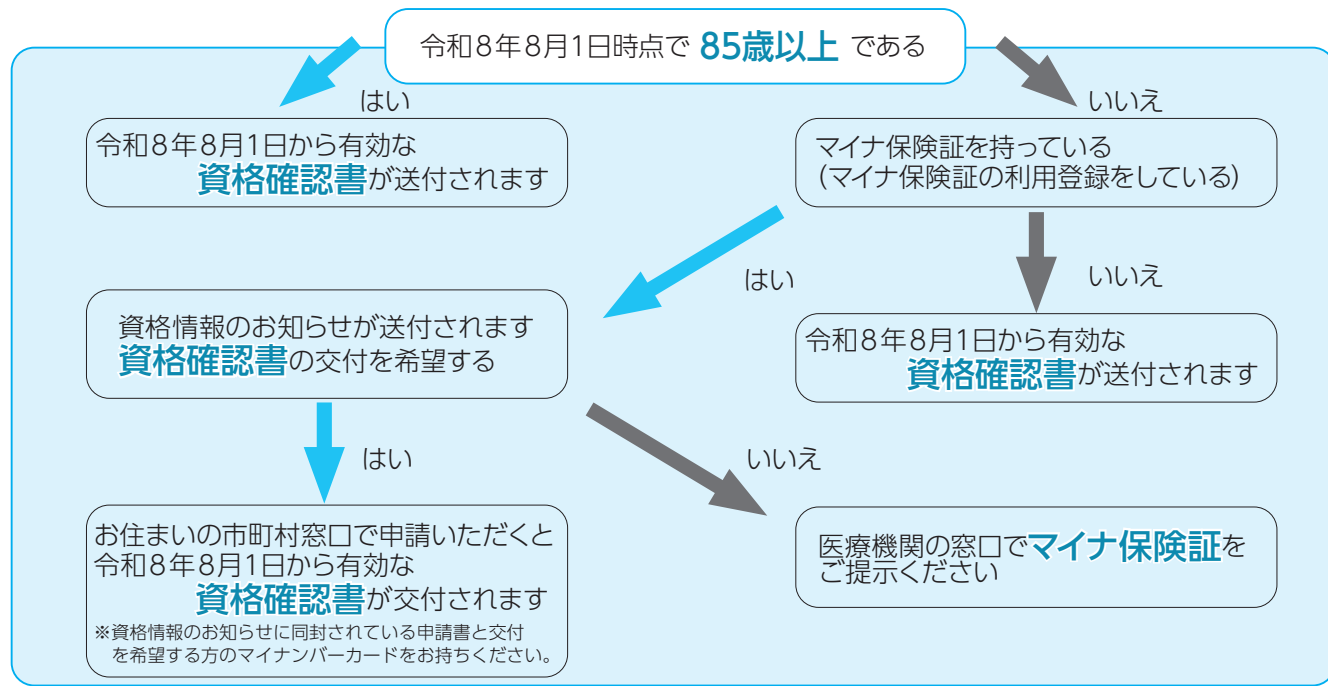
7月中に資格確認書を特定記録郵便、資格情報のお知らせを普通郵便で送付しますので大切に保管してください。8月以降に医療機関等で受診される場合は、上記の資格確認書またはマイナ保険証を提示いただきますようお願いいたします。※新しい資格確認書は**ピンク色**です。



## 別表

### 令和8年8月以降のマイナ保険証・資格確認書について

現在、後期高齢者医療制度に加入されている皆さまにつきましては、国の方針により令和8年7月末までの間、マイナ保険証の保有状況に関わらず、全員一律に資格確認書が交付されています。令和8年8月から、マイナ保険証利用促進の観点から、以下のとおり対応が変わります。



## 均等割額の軽減について

世帯の所得状況に応じて次のとおり均等割額は軽減されます。

### 対象者の所得要件

同一世帯内の被保険者および世帯主の令和7年中の総所得金額等の合計額が下記の判定基準以下の場合 ※下線部分は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します	均等割の軽減割合
【基礎控除額 (43万円)】 + [10万円×(世帯の年金・給与所得者の数-1)] 以下	7割
【基礎控除額 (43万円) + 31万円×世帯の被保険者数】 + [10万円×(世帯の年金・給与所得者の数-1)] 以下	5割
【基礎控除額 (43万円) + 57万円×世帯の被保険者数】 + [10万円×(世帯の年金・給与所得者の数-1)] 以下	2割

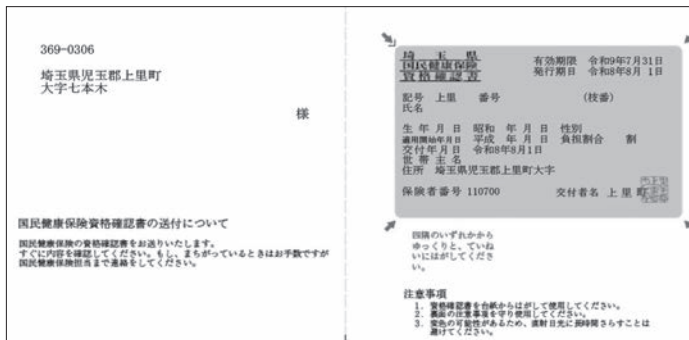
# 国民健康保険からのお知らせ

## ◆国民健康保険資格確認書、資格情報のお知らせ(70歳以上75歳未満の方のみ)が更新されます

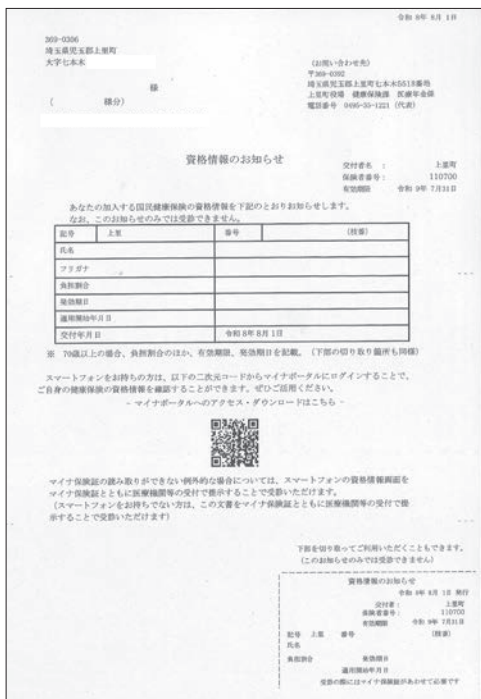
国民健康保険加入者のうち、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」、マイナ保険証をお持ちの方のうち70歳以上75歳未満の方には「資格情報のお知らせ」を送付いたします。

### マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書が届きます

- ・資格確認書は、マイナ保険証をお持ちでない方に、申請によらず交付されます。
- ・資格確認書を医療機関等の窓口<sup>①</sup>に提示することで、これまでどおり受診等できます。



### マイナ保険証をお持ちの方(70歳以上75歳未満)には資格情報のお知らせが届きます



- ・資格情報のお知らせは、マイナ保険証をお持ちの方に、医療保険の資格情報を確認できるよう交付される書類です。大切に保管してください。
- ・資格情報のお知らせが届いた方は、マイナ保険証で医療機関等を受診してください。※マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れにご注意ください。
- ・資格情報のお知らせ単体では受診等できませんが、顔認証付きカードリーダーの不具合など、何らかの事情により医療機関等でマイナ保険証を利用できない場合に、マイナ保険証とセットでご提示ください。
- ・マイナ保険証をお持ちの方のうち70歳未満の方につきましては、毎年負担割合が変わらないことから、資格情報のお知らせを今年度は発送しておりません。既に発行済みの資格情報のお知らせには有効期限がないため引き続きご利用いただけますが、再発行をご希望の場合は、マイナンバーカードをご持参のうえご来庁ください。

## ◆国民健康保険の加入・脱退手続きについて

職場の健康保険に加入・脱退した場合は、国民健康保険への脱退・加入の手続きが必要です。手続きが遅れると、職場の健康保険料と国民健康保険税を二重に支払ってしまうことがあります。また、職場の健康保険や国民健康保険を脱退した日付以降に脱退した分の健康保険を使ってしまうと、医療費の返還を求められる場合があります。

### ◀国民健康保険に加入する手続きに必要なもの▶

- ①マイナンバーカード※
- ②社会保険等の資格喪失証明書等(被扶養者がいた場合はその方の氏名も記載されたもの)

### ◀国民健康保険を脱退する手続きに必要なもの▶

- ①マイナンバーカード※
  - ②国民健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ
  - ③新たに加入した健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ
- 問合せ…健康保険課医療年金係【☎35-1222】

※マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーがわかる書類(通知カード等)と本人確認書類(顔写真付きの身分証明書は1点、顔写真のないものは2点)をお持ちください。

## 上里町クールオアシスのお知らせ

上里町教育委員会では、熱中症予防対策の一環として、上里町立小・中学校の児童生徒が登下校中に冷房の効いたスペースで休憩できるよう、「上里町クールオアシス」を設置しました。実施期間は7月1日(水)から9月30日(水)までです。

登下校の際、暑さで体調が悪くなる前に、「上里町クールオアシス」で涼み、熱中症を予防しましょう。

町クールオアシス協力施設には、こむぎっちのイラストが入ったのぼり旗(右図)が設置してあります。



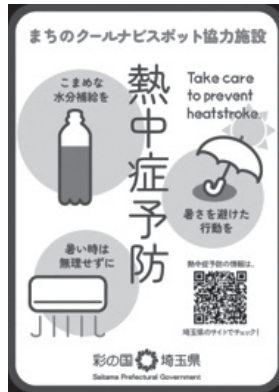
問合せ…教育指導課指導係 **【☎35-1247】**



◀上里町クールオアシス設置施設はこちら

埼玉県では、熱中症予防についての情報発信拠点として「クールナビスポット」を設置しています。

町の協力施設には、右図のステッカーが貼ってあります。



## 中学生体験研修の参加に補助金を交付します

町では、町内の中学生を対象に、さまざまな体験研修に参加する費用に対して補助金を交付しています。興味のある方、申し込みをしたい方はお問い合わせください。詳細は町ホームページをご覧ください。

**対象研修**…海外での語学研修、ホームステイ、留学、国内での宿泊研修、ボランティア体験、平和学習等。個人的な研修については対象になりません。

**補助額**…研修参加費用として負担した額の2分の1以内(予算の範囲内)  
(海外研修10万円、国内研修5万円を上限)

**利用回数**…中学校在籍期間中、生徒1人につき1回まで

**申請方法**…申請書および添付資料を研修実施日の20日前までに教育指導課へ提出

※申請受付期間は1月29日(金)までですが、予算の範囲内で補助をするため、補助金

がなくなり次第、募集を締め切ります。募集を締め切る場合は、ホームページ等で連絡します。

**体験実績**…青少年海外交流事業(オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ、カナダ)

英語村プログラム(韓国)

海洋体験セミナー(沖縄県)等

問合せ…教育指導課指導係 **【☎35-1247】**



## こむぎっちカフェ

(認知症カフェ)に遊びにきませんか？

### 『こむぎっちカフェ』(認知症カフェ)とは？

認知症の方や家族、地域の方、専門職等、認知症に興味のある方なら誰でも参加できる交流の場です。おしゃべりやレクリエーションをしながら楽しく過ごします。認知症の方の介護に関する相談もお受けしています。

**日時**…毎月第2火曜日、午後2時～3時30分  
(状況により、短縮になることがあります)

**会場**…イオンタウン上里2階・フードコート

**参加費**…100円(飲み物代込み)

※事前の申込みは不要です。直接会場へお越しください。途中参加、途中退席も可能です。

※参加いただく際はマスクの着用・検温をお願いいたします。

**問合せ**…社会福祉法人英会栄華の里【☎34-2188】  
高齢者いきいき課地域包括支援係【☎35-1243】

7/14(火)は、七夕の飾りつけを行います！

ご自身の願いを短冊に書いてみませんか？



## プラチナ婚・ダイヤモンド婚・金婚を迎えられるご夫婦の方へ

町では、婚姻70年(プラチナ婚)・婚姻60年(ダイヤモンド婚)・婚姻50年(金婚)を迎えられたご夫婦を対象に、お祝い事業を実施しております。

対象となる方は、高齢者いきいき課高齢介護係へ7月31日(金)までに電話または下記申込フォームからご連絡ください。

**対象者**…下記の期間に婚姻届を提出されたご夫婦

### ○プラチナ婚

昭和31年1月1日～昭和31年12月31日

### ○ダイヤモンド婚

昭和41年1月1日～昭和41年12月31日

### ○金婚

昭和51年1月1日～昭和51年12月31日

**問合せ**…高齢者いきいき課高齢介護係  
【☎35-1243】



▲申込フォーム

## いきいきラウンジからのお知らせ

※対象は60歳以上の方のみです

### ラウンジジム使い方講座

運動器具の効果的な使い方を指導します。

**日時**…7月15日(水) 午前9時30分～11時

**講師**…スポーツインストラクター 入 美由紀 氏

**持ち物**…運動靴、運動しやすい服装、水分補給用飲料、ラウンジジム利用登録証

※申込は不要です。時間内にお越しいただき、自由に先生に質問してください。



### のどを鍛える「健康声磨き講演講座」

声は元気のバロメーター！声を磨いて心も身体もイキキと！

**日時**…8月24日(月)、午後2時から

**定員**…30名(先着順)

**講師**…一般社団法人 日本声磨き普及協会

**申込**…7月22日(水)、午前9時から

申込フォームまたは

いきいきラウンジ窓口まで



▲申込フォーム

### 高校生とeスポーツ体験会

近年注目度が高まっているeスポーツ。認知機能の維持、向上が期待されています。

高校生と一緒に太鼓やボウリングを楽しみませんか？

**日時**…7月22日(水)、午後1時30分から

**定員**…8名(先着順)見学は自由です。

**申込**…7月10日(金)、午前9時から

申込フォームまたは

いきいきラウンジ窓口まで



▲申込フォーム

問合せ…高齢者いきいき課高齢介護係【☎35-1243】

## 国民健康保険税が変わります

## ～税率の改正と子ども分（子ども・子育て支援納付金分）の創設～

保険収不足（赤字）分の解消をはじめ、国民健康保険の広域化に伴い、町では埼玉県が目指す標準税率に到達することを目的とした改正を行いました。改正後の保険税率は、令和8年度分の国民健康保険税から適用します。

制度に関する問合せ…健康保険課医療年金係【☎35-1222】

税額の計算に関する問合せ…税務課住民税係【☎35-1221（内線1130～1133）】



国民マスコット 健康まるくん

### 《令和8年度からの国民健康保険税率改正表》

国民健康保険に加入している方（以下、被保険者）の前年中の所得（所得割額）、被保険者数（均等割額）に基づき、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分・子ども・子育て支援納付金分（以下、医療分・支援金分・介護分・子ども分）ごとに算出し、その合計額が税額となります。

算定基礎	所得割額		被保険者均等割額		18歳以上均等割
	令和7年度	改正後	令和7年度	改正後	改正後
医療分	6.65%	<b>8.10%</b>	36,000円	<b>44,800円</b>	—
支援金分	2.60%	<b>2.88%</b>	16,000円	<b>16,700円</b>	—
介護分※1	2.40%	<b>2.57%</b>	16,000円	<b>17,000円</b>	—
子ども分※2	—	<b>0.30%</b>	—	<b>1,800円</b>	<b>140円</b>

※1 介護分は、加入している40歳以上65歳未満の方が該当します。

※2 18歳未満の被保険者（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）に係る均等割額は全額免除されます。

#### ◆子ども分（子ども・子育て支援納付金分）が新たに課税されます。

少子化対策の強化を目指し、国において「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。この制度は、社会全体で子育て世帯を支え、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を社会全体で応援する仕組みです。

##### ○制度の目的

この支援金は、少子化対策を促進するために、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付など、さまざまな施策に充てられます。

##### ○負担の仕組み

公的医療保険（職場の健康保険や国民健康保険など）に加入しているすべての方が対象です。みなさんが加入している医療保険の保険税・保険料とあわせて負担いただくこととなります。

## 7月13日(月)(予定) 令和8年度国民健康保険税納税通知書を発送します。

### 《納税義務者》

国民健康保険税は、地方税法および上里町国民健康保険条例により世帯主が納税義務者となります。このため、世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯内に加入している方がいれば、「擬制世帯主」として納税義務を負います。

### 《税額の算定方法》

年額税	医療給付費分	=	所得割額 (前年の総所得金額等 - 43万円) × 8.1%	+	均等割額 加入者 × 44,800円	
	後期高齢者支援金等分	=	所得割額 (前年の総所得金額等 - 43万円) × 2.88%	+	均等割額 加入者 × 16,700円	
	介護納付金分	=	所得割額 (前年の総所得金額等 - 43万円) × 2.57%	+	均等割額 加入者 × 17,000円	
	子ども・子育て支援納付金分	=	所得割額 (前年の総所得金額等 - 43万円) × 0.3%	+	均等割額 加入者 × 1,800円	+

◆課税限度額…国民健康保険税の上限額を課税限度額といいます。税制改正により、課税限度額を引き上げました。

(改正前)	医療分66万円 + 後期分26万円 + 介護分17万円	=	合計109万円
(改正後)	医療分 <b>67万円</b> + 後期分26万円 + 介護分17万円 + <b>子ども分3万円</b>	=	合計 <b>113万円</b>

### ＜軽減制度＞

世帯主(納税義務者)を含む加入者全員の合計所得が、法令に定められた額より  
も低い場合には、均等割が7割・5割・2割軽減される軽減制度があります。

#### ◆軽減判定基準所得(税制改正により軽減の判定基準所得が変わりました)

判定基準	軽減率
世帯の所得が43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下	7割軽減
世帯の所得が43万円+31万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下	5割軽減
世帯の所得が43万円+57万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者) +10万円×(給与・年金所得者の数-1)以下	2割軽減

※給与・年金所得者とは、一定の給与収入や公的年金等(国民年金、厚生年金、企業年金  
など)の収入のある方をいいます。

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、  
後期高齢者医療制度の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。

◎軽減の判定のため、前年中の所得  
の申告をお願いします。

16歳以上のすべての国民健康保  
険加入者(前年中所得のなかった方  
や、家族の扶養になっている方も含  
みます。)は、申告フォーム(前年中収  
入のなかった方に限ります。)または  
税務課窓口(1階⑫番)で所得の申告  
をお願いします。



◀住民税申告フォーム



### ＜特例軽減制度＞

非自発的失業に伴い国民健康保険に加入した方への軽減制度です。

◆対象者…雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)や雇用保険の特定理由離職者  
(雇止めなどによる離職)として失業等給付を受ける方で、国民健康保険に加入の方

◆軽減額…失業した方の前年分の給与所得をその100分の30とみなして算定

◆軽減期間…離職の翌日の属する月から翌年度末まで※特例軽減を受けようとする方は申請が必要です。  
お手続きの詳細は健康保険課医療年金係(1階⑧番窓口)にお問合せください。

### ＜減免制度＞

特別な事情(災害等)により、納税が  
困難であると認められる場合(要審査)  
には、申請により保険税が減免になる  
場合がありますので、ご相談ください。

※減免申請は、減免を受けようとする  
納期の納期限7日前までに申請書およ  
び必要書類を提出する必要があります。

### ＜納付方法＞

4月から翌年3月までの12か月分を次の方法により納付します。

普通徴収 8回の納期に分けて納付書や口座振替により納付する方法

※町では、**口座振替を原則**としておりますので、口座振替へのご協力をお願いします。

特別徴収 4・6・8・10・12・2月の6回に分けて受給年金から徴収する方法

※特別徴収は、下記の条件にすべて該当する方が対象となります。

- ①国民健康保険に加入している世帯主の年金受給額が年額18万円以上である。
- ②世帯主も含めて、世帯内の国民健康保険加入者全員の年齢が65歳以上75歳未満である。  
※年度途中で75歳になる世帯主の方は対象となりません。
- ③世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の2分の1を超えない。

## 町税の納期内納付にご協力ください

町税は、町の歳入の約4割を占め、私たちの暮らしを支えるさまざまな施策の貴重な財源であるため、定められた期限  
(納期限)までに自主的に納めていただくものです。

税金を納期限までに納めなかった場合は、本来納めるべき税金のほかに延滞金が加算されます。また、滞納したままの  
状態が続くと、税負担の公平性を確保するため、差押えにより強制的に徴収することになります。皆さまには、納期内納  
付にご理解とご協力をお願いします。問合せ…税務課収税係【☎35-1220(内線1121~1126)】

#### 町税の収納状況

【現年度分】

		令和7年度	令和6年度	令和5年度
町税	収納額	4,318,386,515円	4,051,884,666円	4,164,208,607円
	収納率	99.36%	99.20%	99.33%
うち 住民税	収納額	1,566,228,678円	1,359,788,124円	1,465,102,254円
	収納率	99.03%	98.72%	99.08%
国保税	収納額	576,794,750円	588,597,490円	531,487,032円
	収納率	94.79%	94.13%	95.69%

【滞納繰越分】

		令和7年度	令和6年度	令和5年度
町税	収納額	24,330,104円	17,894,933円	18,800,777円
	収納率	33.57%	28.99%	32.12%
うち 住民税	収納額	12,195,632円	8,214,730円	8,653,016円
	収納率	39.76%	34.04%	36.84%
国保税	収納額	22,148,081円	17,450,675円	17,587,240円
	収納率	33.41%	32.01%	32.23%

## 納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

◆7月の開庁日 【休日】(午前8時45分～正午) 7月12日(日)

【夜間】(午後8時まで) 7月27日(月)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

※休日・夜間開庁では、各種証明書は発行できません。

◆相談窓口の問合せ…税務課収税係【☎35-1220(内線1121~1126)】

※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

国民健康保険税第1期・固定資産税第2期の  
納期限は**7月31日(金)**です。  
税金のお納めには便利な**口座振替**を  
ご利用ください。

【口座振替日は納期限日となります。残高不足  
等で振替ができなかった場合、再度の振替は  
できませんので、残高の確認をお願いします。】